

(別紙2)

小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業を営む者がその従業者に対して実施する教育及び訓練に用いる映像記録装置の基準を定める告示案に関する意見募集を実施した際の告示案からの変更点は以下のとおりです。

通番号	修正箇所	修正内容	備考
1	告示第一号	規定の明確化のため、「航行中の船舶（日没から日出までの間において航行しているものを除く。）において」としていたところ、「当該者が航行の用に供する船舶（日没から日出までの間において航行しているものを除く。以下この号及び第六号において「対象船舶」という。）の航行中において」とする。	技術的修正
2	告示第一号イ	前方用カメラの位置について、「当該船舶の操縦装置より前方に備え付けられた」としていたところ、「対象船舶に備え付けられた」とする。	意見募集を踏まえた修正
3	告示第一号ロ、ホ及び第六号	通番号1の修正を受けて、「当該船舶」を「対象船舶」とする。	技術的修正